

『会計理論学会年報』 審査・査読要領

編集委員会

1. 本要領は、『会計理論学会年報』（以下、年報）投稿規程第3条第1項で規定する「投稿論文等」を、投稿規程第4条第1項に基づき採否を決定するにあたり必要な審査及び査読について定めるものである。
2. 本要領において、審査とは、投稿論文等の原稿の掲載の可否、掲載区分等について、その受付以降掲載までに行われる決定と諸手続を指す。
査読とは、投稿論文等の原稿に対して、本要領4以降に定める一連の手続きを指す。査読は、審査の一部を構成する。
3. 以下の原稿は、原則として査読対象としない。
 - (1) 大会準備委員会や学会理事会が、過去の業績を踏まえて招待した報告者の原稿
 - (2) 大会における特別企画における報告者の原稿
 - (3) その他編集委員会が査読を経ないことを認めた原稿
4. 編集委員会は、査読対象原稿について、編集委員会に関する規程第4条(3)に基づき、査読者を決定する。
5. 査読者は、編集委員会からの査読依頼を引き受けた後、原則として3週間以内に査読結果報告書を作成し、編集委員会に提出する。査読結果報告書の様式は、編集委員会がこれを定める。査読結果報告書の使用言語は、原則として日本語とするが、必要に応じて英語での作成を編集委員会が依頼することがある。
6. 査読者は、査読対象原稿の査読にあたって以下の観点からこれを審査する。
 - (1) 論文の独創性
 - (2) 論文の学術的な貢献またはその可能性
 - (3) 論文の形式的な適切性(執筆要領等、各種規程への合致性を含む)
7. 査読者は、その結論を以下の3区分に従って示す。
 - (1) 「掲載を認める」
特に何も問題がない場合に、そのまま掲載を認める場合
 - (2) 「以下の点を改善し、再度の投稿を指示する」
掲載にあたって、そのままでの年報への掲載に疑義がある場合。投稿者へは査読者の指摘に対する対応(修正)が求められる。この場合、査読者による問題点の指摘は個別具体的でなければならない。たとえば、単に論文が不足しているという指摘ではなく、具体的な参照すべき論文名を指摘することが望ましい。問題点の指摘は、該当箇所のページ数、行数を示した上で行う。またこの結論による場合には、投稿者が定められた訂正期間内(原則として3週間以内)に対応可能な指摘であるかどうかも考慮されねばならない。

(3) 「掲載を認めない」

掲載にあたって根本的な問題があり、今後の改善のための指摘を行っても掲載の水準に達することが望めない場合。たとえば、論文としての形式をなしていない場合、内容的に、年報への掲載がそぐわないと考えられる場合、など。

8. 査読者の査読結果が著しく不相当と考えられる場合には、編集委員会は査読者と協議の上、査読結果についての変更を求めることができる。
9. 査読結果は、編集委員会を通じて投稿者に通知される。本要領7.(2)の場合には、投稿者は、査読結果報告書を参考に、必要な訂正を加えた上で、原則として3週間以内に再投稿を行うことができる。再投稿後、査読者の指摘に対して適切な対応が行われたか否かを編集委員会が判断し、掲載の採否を決定する。掲載採否の決定にあたり、編集委員会は必要に応じて査読者の意見を聴取することができる。投稿者は、査読者の指摘を必ず受け入れなければならないわけではない。しかしながら、査読者の指摘を受け入れない場合には、その理由を説明しなければならない。
10. 編集委員会が掲載を認めた原稿は、当該年度の年報に掲載する。
本要領7.(3)の場合、及び7.(2)により再投稿された原稿につき編集委員会が掲載不相当と判断した場合には、これを当該年度の年報に掲載しない。ただし、次年度の年報に再度投稿することを妨げない。
11. 投稿者は、査読中に投稿を取り下げることができる。この場合には、論文の審査は終了する。
12. 投稿者へは、査読者の氏名は通知されない。査読者へは、投稿者の氏名は通知されない。査読手続は、すべて編集委員会を通じて行われ、査読者と投稿者の直接の連絡はこれを禁止する。
13. 査読者は、査読手続終了後、自身が年報の査読者であったことを公表しても構わないが、査読を担当した論文名及びその著者については守秘義務を負い、これを公表してはならない。
14. その他必要な事項は、編集委員会が決定する。

(2002年10月5日制定)

(2020年10月17日一部改正)